

台風19号で被災された方の罹災証明書申請窓口を設置いたします

この度の台風19号により、家屋等を被災された方のために、罹災証明書申請のための専用窓口を次の通り設置します。

○ 各区の窓口一覧

	窓口の場所	電話番号
川崎区役所 危機管理担当	川崎区役所7階 危機管理担当窓口	044-201-3327
大師支所 区民センター	大師支所区民センター庶務係2階	044-271-0136
田島支所 区民センター	田島支所区民センター庶務係3階	044-322-1967
幸区役所 危機管理担当	幸区役所4階3番窓口	044-556-6610
中原区役所 危機管理担当	中原区役所4階 危機管理担当窓口	044-744-3146
高津区役所 危機管理担当	高津区役所5階 第1・2会議室	044-861-3146
宮前区役所 危機管理担当	宮前区役所1階 危機管理担当窓口	044-856-3137
多摩区役所 危機管理担当	多摩区役所10階 危機管理担当窓口	044-935-3135
麻生区役所 危機管理担当	麻生区役所3階37番窓口	044-965-5115

○ 受付開始 令和元年10月17日(木)

○ 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分まで

罹災証明とは

災害によって被害を受けたとき、その被害の程度を証明するものです。

申請にあたっては、下記のものが必要になりますので、ご用意ください。

- ・罹災証明書交付願（窓口で御記入いただけます）
- ・被害状況が確認できる写真など（可能な場合）
- ・身分証明書（被災者ご本人であることや、代理申請の場合は被災者との関係を確認させていただく場合があります）